

秩父市農業委員会 平成31年 第1回 定例総会 議事録

1 会 期 平成31年1月24日(木) 午後2時00分から  
同 日 午後2時59分まで

2 議 場 秩父市歴史文化伝承館 5階 第1会議室 [秩父市熊木町]

3 出席した委員(10人)

会 長	12番	条 東 男
会長職務代理者	2番	横 田 友
会長職務代理者	3番	高 橋 信 之
委 員	1番	新 井 初 男
委 員	4番	高 野 忠 財
委 員	5番	富 田 和 雄
委 員	7番	新 田 恭 一
委 員	8番	豊 田 恵 男
委 員	11番	豊 田 辰 夫
委 員	13番	彦久保 利 平

4 欠席した委員(3人)

委 員	6番	石 橋 総一郎
委 員	9番	加 藤 勝 市
委 員	10番	黒 澤 元 国

5 議事日程

日程第1	開 会 ・ 開 議
日程第2	議 事 日 程 の 報 告
日程第3	総 会 成 立 の 報 告
日程第4	議 事 録 署 名 委 員 の 指 名
日程第5	諸 報 告
日程第6	審 議 議 案 の 報 告
日程第7	議 案 審 議

議案第1号上程 競売買受適格証明願について (1件)

議案第2号上程	農地法第3条の規定による許可申請について	(2件)
議案第3号上程	農地法第4条の規定による許可申請について	(1件)
議案第4号上程	農地法第5条の規定による許可申請について	(8件)
議案第5号上程	農用地利用集積計画の決定について	(1件)

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

6 出席した農地利用最適化推進委員（12人）

第1区域	吉川稔	浅見健
第2区域	小林弘	笠原広久
第3区域	田口俊夫	小久保健司
第4区域	新井一郎	
第5区域	番場誠二	齋藤武志
第5区域	高岸義雄	
第6区域	長谷川満	千島初夫

7 欠席した農地利用最適化推進委員（2人）

第4区域	大島正一
第5区域	引間勲

8 農業委員会事務局職員

主幹	帆刈敏晃	参与	高野明生
主事	岩田直樹	主幹	加藤和彦
主幹	新井幸男	主幹	新地広幸

9 会議の概要

日程第1 開 会 ・ 開 議

**議長（会長）** ただいまから、秩父市農業委員会平成31年第1回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議 事 日 程 の 報 告

**議長（会長）** まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

### 日程第3 総会成立の報告

**議長（会長）** 本日、6番石橋 総一郎委員、9番加藤 勝市委員、10番黒澤 元国委員、第4区大島 正一推進委員、第5区引間 勲推進委員から欠席の通告がありました。よって、在任する委員定数の過半数を超えており、定足数に達しておりますので、秩父市農業委員会 会議規則 第6条の規定により、総会は成立しております。

### 日程第4 議事録署名委員の指名

**議長（会長）** 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（会長）** 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

1 1番 豊田 辰夫 委員 及び 2番 横田 友 委員のお二人にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の高野参与及び岩田主事を指名いたします。

### 日程第5 諸 報 告

**議長（会長）** 次に、諸報告を行います。総会に報告すべき事項のうち、前回総会以降に処理した案件とその結果につきましては、お手許に配布いたしましたので、ご了承願います。事務局に説明をいたさせます。

**帆刈主幹** 諸報告について説明いたします。

本日付け、報告文書をご覧ください。このたび、農地法第18条の規定による合意解約について1件、農地改良等に係る届出書の受理について1件を会長専決により処理いたしましたので報告いたします。

1番の合意解約については、平成29年12月総会において「農用地利用集積計画について」で、ご審議いただき、申し出のとおり決定していただいた経緯があります。このたび、平成30年12月25日に、合意により解約する旨、当事者から会長宛通知を受領いたしました。

その内容を審査いたしましたところ、解約することについて合意が成立した日から30日以内に通知をしており、解約をした日から6月以内に土地を引き渡すことになっております。したがって、これらの合意による解約は、知

事の許可を必要としないものとして成立していると判断し、会長専決により処理いたしました。

次に2番の農地改良についてですが、届出事由は、事業者が申請地を借り受け、キュウリ栽培のためハウスを建設しましたが、ハウス内の両サイドが低いので5cmほど客土し、同地を平坦化するためでございます。

届出の内容を審査しましたところ、改良する面積が1,000㎡未満であり、工事期間が1か月以内であるなど、一時転用としての許可を要しない事案に該当し、届出者は、改良した後も耕作を行う旨を誓約しておりますので、会長専決により受理いたしました。

## 日程第6 審 議 議 案 の 報 告

**議長（会長）** 次に、本日、審議していただく議案について、事務局に報告をいたさせます。

**帆刈主幹** 議案を報告する前に、議案書の訂正をお願いいたします。

議案書の2ページをお開きください。議案第2号 番号1と7ページの議案第5号 番号1の担当職員を斎藤事務局長から帆刈主幹へ変更、3ページ議案第3号 番号1、4ページ議案第4号 番号2と番号3の担当農業委員を9番加藤勝市委員から5番富田和雄委員へ変更してください。

それでは、平成31年 第1回 総会において審議していただきます議案について申し上げます。

議案第1号 競売買受適格証明願についてが1件、  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてが2件、  
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてが1件、  
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてが8件、  
議案第5号 農用地利用集積計画の決定についてが1件

以上でございます。よろしく申し上げます。

**議長（会長）** ただいま、報告をいたしました議案につきましては、お手許に配付しておりますので、ご了承願います。

## 日程第7 議 案 審 議

議案第1号上程 競売適格証明願について （1件）

**議長（会長）** 議案第1号 競売買受適格証明願についてを議題といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

**新井主幹** 議案第1号 競公売買受適格証明願について説明をいたします。議案書の1ページをご覧ください。

申請者、申請地、申請事由については議案書記載のとおりです。

これは、関東信越国税局で実施する公売に参加するため、農地法第3条の規定による許可を必要とする買受申出人として、許可を受けられる者であることの証明願いでございます。

公売参加事由としては、申請人は新規に農業を行いとして入札に参加したいために申請されました。

申請人について、担当委員と面談して確認したところ、現在、秩父市外に在住・在勤しており、ベランダで野菜を育てる程度で今までに農業経験はありません。また、農業用機械は保有しておらず、鍬やスコップなどを所有しています。そのため、耕作は主に鍬を使う予定です。また、勤めがあることから、友人と妻と3人で休日などを利用し、秩父までかよい、延べ176日程度、畑を行う計画を立てております。

申請人は、無農薬での農業に興味を持っており、実践をしたい考えで、年間を通じて多品種の野菜などを栽培する計画となっています。

なお、申請地につきましては案内図の1ページをご覧ください。前回総会の議案第69号において農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しを行った土地となります。

今後の流れとしましては、この総会で「買受適格証明願」が承認されれば、当委員会での証明となります。その後入札が実施され、申請者が落札した場合は、本日の審査をもって、3条申請の許可相当となり、会長専決事項となりますので、その月の総会で諸報告での報告となります。

**議長（糸会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**1番（新井委員）** 先日事務局と高岸推進委員とで申請者と面談したところ、多様な野菜を栽培し年間150日以上農作業を行う予定である確認しました。皆様のご判断をお願いいたします。

**5区（高岸推進委員）** 申請者と面談しましたが、意欲だけは感じ取れました。皆様のご判断をお願いいたします。

**議長（糸会長）** ありがとうございます。以上が担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対

する意見を伺います。

(間がある)

**議長(衆会長)** 質疑又は意見はありませんか。

**3区(小久保推進委員)** 申請者の年齢は。

**新井主幹** 32歳です。

**2番(横田委員)** 将来的に農機具はどうするつもりか。

**新井主幹** 現在農機具等は持っていないが、必要な農具はこれから随時購入したいということでした。

**議長(衆会長)** 他に質疑はありませんか。質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第1号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手をする人あり)

**議長(衆会長)** 全員賛成であります。よって、本案は可決することに決しました。

**議案第2号上程 農地法第3条の規定による許可申請について (2件)**

**議長(衆会長)** 次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

**帆刈主幹** それでは、番号1についてご説明申し上げます。

本件は、平成30年第10回定例総会においてご審議いただいた「議案第60号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて」で決定いただき、農地法施行規則第17条第2項規定に基づき設定された、田村字中原、畑1筆198㎡について譲り受けたい旨、申し出でがあり譲渡人とも協議が成立し、このたび申請に至ったものです。

なお、譲渡人、譲受人、申請地、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。案内図の2ページをご覧ください。申請地は田村圓福寺の南西約130メートル付近です。譲受人は新規就農者で申請地に隣接して居住しており、作付け計画では、きゅうり、なすなど露地野菜を耕作したいということです。現在は一部耕作してある部分もありますが、保全管理状態でした。

**新井主幹** 番号2 について説明いたします。

譲受人、譲渡人、申請地については議案書記載のとおりです。

案内図の3ページをご覧ください。申請地は、平成27年に相続により取得した農地で、県道下小鹿野吉田線 釜の上農園村交差点から 南東 約320メー

トル付近に位置しています。

申請事由ですが、譲渡人は申請農地を相続したものの草刈りをするともなく不耕作の状態であったため、耕作できる人に土地を譲りたい意向がありました。親戚でもある譲受人に打診したところ農業経営規模の拡大をしたいとして、このたびの申請に至りました。

なお、譲受人の所有農地については、下吉田地内に 田 747㎡、畑 5209㎡を所有しており、現地を確認したところ、概ね耕作地となっていました。一部、違反転用と保全管理の畑がありましたが、違反転用の土地については今後是正を図る旨誓約書が添付されています。また保全管理の農地は今後耕作をする予定であると確認しており、現地もきれいに耕うんされていました。よって、申請農地取得後の農地面積は6,585㎡になり、吉田地域の下限面積20aを超えております。

申請農地の作付け計画ですが、しゃくし菜を作付けする予定です。農作業歴につきましても40年であり、農業機械の保有状況につきましても、トラクター、耕運機、軽トラック、田植機、コンバインをそれぞれ1台所有していることから、許可要件を満たしていると考えます。

**議長（糸会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**11番（豊田委員）** 議案第2号 番号1について意見を申し上げます。現地を確認したところ譲受人の自宅の隣接地で狭い土地でもありどのくらいできるかわかりませんが、問題ないように思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

**2区（笠原推進委員）** ただいま、事務局と11番委員が説明をしたとおりです。別段問題はないものと思います。ご審議をよろしく申し上げます。

**4番（高野委員）** 番号2について意見を申し上げます。概要につきましては、先日事務局と齋藤推進委員と確認したところ別段問題はないものと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

**5区（齋藤推進委員）** ただいま、事務局と4番委員が説明をしたとおりです。譲受人も一生懸命農業をしており、別段問題はないものと思います。ご審議をよろしく申し上げます。

**議長（糸会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

(間がある)

**6区(長谷川推進委員)** 番号1ですが、新規就農というとはですが今まで農作業歴はないということですか。

**11番(豊田委員)** 本人は農作業歴はないようですが、自宅に隣接している農地で家庭菜園的な土地ですので問題ないかと思えます。

**1番(新井委員)** 番号2ですが、土地改良区内の土地ですが、売買できるのですか。

**岩田主事** 3条申請で農地として利用するので問題ないです。

**議長(糸会長)** 他に質疑又は意見はありませんか。

(「質疑なし」と言う人あり)

**議長(糸会長)** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第2号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手をする人あり)

**議長(糸会長)** 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可することに決しました。

**議案第3号上程 農地法第4条の規定による許可申請について (1件)**

**議長(糸会長)** 次に、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

**高野参与** それでは、番号1についてご説明申し上げます。

申請者、施設の概要等は、議案書記載のとおりです。

案内図の、4ページ左下をご覧ください。

申請地は、久那 字 下落合 畑 1筆 263㎡で、荒川総合運動公園の東北東、280m付近に位置し、平成11年相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、住宅用地の拡張です。

申請事由ですが、申請人は隣接地に居住しており、申請地を平成元年頃より、住宅敷地の延長として車庫、庭として使用していました。

この度、隣接地を譲り渡すにあたり、本申請地が農地転用の許可を受けていないことが判明したため、始末書添付のうえ申請されたものです。

なお、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域と



された農用地でしたが、平成 30 年 12 月 27 日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。

現地を確認しましたところ、車庫が設置され、隣接する宅地と一体使用されておりました。

また、隣接する農地は申請者のみで、周辺への営農に影響は無いと考えられます。

**議長（糸会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

**5 番（富田委員）** 議案第 3 号 番号 1 について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。追認ということですが住宅用地の拡張ということで致し方ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

**議長（糸会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

**議長（糸会長）** 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

**議長（糸会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第 3 号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

**議長（糸会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

**議案第 4 号上程 農地法第 5 条の規定による許可申請について（8 件）**

**議長（糸会長）** 次に、議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

**岩田主事** 番号 1 の案件について説明をいたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は上町二丁目 畑 3 筆 計 355 m<sup>2</sup>で、昭和 38 年に相続により取得した土地です。

案内図の 5 ページをご覧ください。申請地は花の木小学校の北東側約 150 m

付近にあり、立地の基準につきましては市街化の著しい地域として第3種農地と判断しました。

転用目的は分譲住宅用地です。

申請事由ですが、申請地は市内中心部近郊にあり、交通の便もよく、また小学校にも近く、住宅地として適した状況にあることから、不動産業を営む譲受人がここを買い受け、分譲住宅用地5区画分として使用したいとして申請されました。

転用にあたっては、隣接する譲渡人所有の宅地4筆、計784.51㎡と一体利用する計画になっており、この度の申請地とを併せた敷地の合計面積は1139.51㎡となります。

資金調達計画も整っております。隣接に耕作農地はなく、転用により周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。

なお、譲渡人は申請地に隣接する土地について、農地転用の許可を取らずに教育施設用地として貸している状態にあり、今後、違反転用箇所については、速やかに是正する旨の誓約書が添付されています。

現地を確認しましたところ、不耕作地となっております。

**高野参与** 番号2、番号3について、ご説明申し上げます。

はじめに、番号2ですが、譲受人・譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図の、4ページ写真の右上をご覧ください。

申請地は、久那 字下落合 畑 1筆 326㎡で、荒川総合運動公園の東北東280m付近に位置し、平成11年相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、住宅用地です。

申請事由ですが、譲渡人と譲受人は祖父と孫の関係にあり、譲渡人の生活支援を譲受人の母親が一人で行ってきました。

今年度になって、病院への送迎回数が増えるなど、負担が増したため、市内のアパートにて生活をしてきた譲受人が、実家及び譲渡人宅に隣接して自己住宅を建築し、母親の負担軽減を図りたいとして申請されました。

なお、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた農用地でしたが、平成30年12月27日付で、農用地から除外する旨の決定を受けております。

事業計画、資金計画等も整っておりますので、問題は無いと思われま  
す。また、隣接する農地は譲渡人のみで、周辺への影響は無いと考えられ  
ます。現地を確認しましたところ、管理されている農地でした。  
次に、番号3について説明します。

譲受人・譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図の、6ページをご覧ください。

申請地は、和泉町 畑 1筆 1,108㎡で、秩父病院の東100m付近に位置し、  
平成26年相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっ  
ていない、小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、建売住宅用地です。

申請事由ですが、申請地は市街に近い宅地化の著しい地域で、住宅用地として  
利便性が良いため、譲受人が買受、建売住宅として販売し、地域への貢献及び業  
務の発展を図りたいと申請したものです。

事業計画、資金計画等も整っており、隣接農地の承諾書も添付されてお  
りますので、問題は無いと考えられます。

現地を確認しましたところ、保全管理されている農地でした。

**新井主幹** 番号4について説明をいたします。

譲受人、譲渡人、申請地、申請事由は、議案書記載のとおりです。

申請地は、下吉田 字 小暮（こぐれ） 畑1筆 330平方メートル、昭和  
42年に相続した土地です。

案内図の7ページをご覧ください。申請地は、県道下吉田小鹿野線 釜の上農  
園村交差点から南約660メートルに位置し、立地の基準につきましては、中山  
間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種  
農地と判断いたしました。

転用目的は住宅用地です。

申請事由ですが、譲受人は申請地に隣接する畑できゅうりのハウス栽培を行っ  
ています。現在、妻と子供と3人で吉田地内の市営住宅に住んでいますが、子供  
も中学生となり何かと手狭になってきたことから家を建てることを計画しまし  
た。申請地は農地に近い場所であり、さらに道路を挟んだはす向かいの家が母の  
実家でもあることから、何かと便利がよい場所であり、譲渡人から土地を譲って  
いただけることになったことから今回の申請となりました。

資金調達計画も整っており、隣接する農地については承諾書も添付されている

ことから問題はないと思われます。

現地を確認しましたところ、保全管理されていました。

**加藤主幹** 番号5から8について一括して説明をいたします。

番号5について説明いたします。借受人、貸渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、荒川上田野字草塚（クサヅカ） 畑3筆 2008平方メートルで、平成元年に相続で取得した土地です。

案内図8のページをご覧ください。申請地は、秩父鉄道武州中川駅から北東へ650メートル付近にあります。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

借受人は、平成元年に成立した法人で、再生可能エネルギー発電システムの設計、施工、販売並びに発電の売買事業に関する業務を目的の一つとしております。

申請事由ですが、目的は申請地を借り受けて、太陽光発電設備として転用するものです。

貸渡人における体力的な事情などにより、申請地を管理することが難しい状況にあるため、申請地を有効活用すべく検討した結果、太陽光発電施設を設置したいとして申請されました。

なお、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた農用地でしたが、平成30年7月2日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。

事業計画では、太陽光パネル288枚とその他の必要な機器等を設置することになっております。

資金調達計画も整っており、経済産業省から発電設備について認定を得ており、東京電力株式会社から電力需給契約申し込みについて承諾を得ております。

申請地の隣接農地所有者の承諾書も添付されており、周辺との問題も特に無いと思われます。

現況を確認しましたところ、不耕作地となっております。

番号6について説明をいたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、荒川上田野字糎屋（コウジヤ）畑1筆 368平方メートルで、平成18年に相続で取得した土地です。

案内図9のページをご覧ください。申請地は、秩父鉄道武州中川駅から、東に330メートル付近にあります。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました、

申請事由ですが、譲受人は、現在、横瀬町の民間社宅に家族4人で住んでいますが、生活するうえで何かと手狭となってきたため、譲渡人から申請地を買い受け、自己住宅を建築したいとして申請しました。

申請地の隣接農地所有者の承諾書も添付されており、周辺との問題も特に無いと思われまます。

現況を確認しましたところ、保全管理されておりました。

番号7について説明をいたします。

借受人、貸渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、荒川上田野字船川（フネガワ）畑1筆 208平方メートルで、平成20年に相続で取得した土地です。

案内図10のページをご覧ください。申請地は、秩父鉄道武州中川駅から、南東に500メートル付近にあります。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

また、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地でしたが、平成30年12月27日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。

申請事由ですが、借受人は、横瀬町にありますアパートに家族2人で住んでおりますが、生活するうえで何かと手狭になってきたため、父親である貸渡人に相談したところ、申請地を借り受けることに承諾を得られたため、自己住宅を建築したいとして申請されました。

申請地の隣接農地所有者の承諾書も添付されており、周辺との問題も特にないと思われまます。

なお、貸渡人は申請地に隣接する土地の一部を自宅までの進入路として使用している状態にあり、今後、違反転用箇所については、速やかに是正する旨の誓約書が添付されています。

現況を確認しましたところ、不耕作地となっております。

番号8について説明をいたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、荒川贅川字下反（シモヅリ）畑1筆 880平方メートルで、昭和23年に相続で取得した土地です。

案内図11のページをご覧ください。申請地は、秩父鉄道三峰口から北東へ850メートル付近にあります。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

譲受人は、平成17年に成立した法人で、再生可能エネルギーシステムの販売、施工、メンテナンスに関する業務を目的の一つとしております。

申請事由ですが、目的は申請地を買い受けて、太陽光発電設備として転用するものです。

譲渡人は、現在、東京都調布市に居住しており、今後も農地として管理することが困難であることから、申請地を有効活用すべく検討した結果、太陽光発電施設を設置したいとして申請されました。事業計画では、太陽光パネル260枚とその他の必要な機器等を設置することになっております。

資金調達計画も整っており、経済産業省から発電設備について認定を得ており、東京電力株式会社から電力需給契約申し込みについて承諾を得ております。

申請地の隣接農地所有者の承諾書も添付されており、周辺との問題も特に無いと思われま。

現況を確認しましたところ、不耕作地となっております。

**議長（糸会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

**3番（高橋委員）** 番号1の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。周辺の宅地化の状況、また、第3種農地であり、許可を相当とすることでよろしいものであると考えます。

**5番（富田委員）** 番号2番の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。申請地を確認してまいりましたが子弟住宅の建築ということで問題ないと考えます。次に番号3については周辺も開発が進み申請事由から止むを得ないと判断しました。皆さんの判断をお願いします。

**4番（高野委員）** 番号4について意見を申し上げます。譲受人は隣接できゅうりのハウス栽培を経営しており一生懸命励んでおり、農地の近くに家を建てた

いということなので問題ないと考えます。皆様のご審議をよろしく願います。

**13番（彦久保委員）** 番号5の案件について意見を申し上げます。高齢により農業経営は困難という言葉です。番号6はアパート住まいで手狭になったということです。番号7は子弟住宅の建築ということです。番号8については遠方に居住しており農業経営は困難という言葉で止むを得ないものであると考えます。

**議長（糸会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

**議長（糸会長）** 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

**議長（糸会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第4号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

**議長（糸会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

**議案第5号上程 農用地利用集積計画の決定について** （1件）

**議長（糸会長）** 次に、議案第5号 農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

**帆刈主幹** 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について 説明をいたします。

本案は、農業経営基盤強化促進法、この後は基盤強化法と申し上げますが、その第18条第1項の規定により秩父市が農用地利用集積計画を定めるにあたり、平成31年1月9日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の決定が求められているものです。

なお、基盤強化法は、効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらが農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、育成すべき農業経営の目標を明示し、目標達成のための重要な手段である農用地利用集積計画など総合的な措置を講じ

ることを目的としています。

それでは、計画の内容を申し上げます

貸付けに係る土地について、借受人、貸付人、土地の所在等は議案書をご覧ください。

申請地は、寺尾 字 幕岩（まくいわ）、他 畑5筆 計5861平方メートルです。

案内図の12ページをご覧ください。申請地は県道 秩父児玉線 和銅大橋入口交差点から南に約700メートル付近にあります。

利用権設定期間ですが、平成31年2月1日から20年間です。

申請人は、観光イチゴ園等経営しておりますが、昨年9月の法人化に伴い、このたびの利用権設定申出でがありました。現地を確認したところ、引き続きイチゴのハウス栽培がされています。

**議長（糸会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**8番（豊田委員）** 議案第5号に係る利用集積について意見を申し上げます。事務局と小林推進委員と3人で現地を確認してきましたが、イチゴをハウス栽培していますが、経営の拡張もしていくということです。頑張っておりますので問題はないものと思います。よろしくをお願いします。

**2区（小林推進委員）** 8番委員と同様な意見です。現地はハウスも張っており管理をしっかりしています。問題はないと思います。よろしくをお願いします。

**議長（糸会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

**11番（豊田委員）** 個人から法人へ貸し出すということですか。

**帆刈主幹** 個人と法人は別人格なので、今回利用権を設定するものです。

**議長（糸会長）** 他に質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

**議長（糸会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第5号については、市長からの申し出のとおり決定することに賛成をする諸君の挙手を求めます。



(挙手をする人あり)

**議長(糸会長)** 全員が賛成であります。よって、本案は、申し出のとおり決定  
をすることに決しました。

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

**議長(糸会長)** 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。これをもち  
まして、秩父市農業委員会平成31年第1回定例総会を閉会いたします。